

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について [令和7年11月分]

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	営業所点数
20251105	株式会社エムエス物流 (法人番号 6370101001937) 代表者佐藤守一	宮城県白石市福岡 深谷字三本松41番 地1	本社営業所	宮城県白石市福岡深谷 字三本松41番地1	輸送施設の使用停 止(80日車)	貨物自動車運送事 業法(以下「法」)第 15条第1項第2号、 法第15条第4項	令和7年6月5日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、3件の違反が認められた。(1)整備不 良車両等(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以 下「安全規則」)第3条の3及び道路運送車両法(以 下「車両法」)第47条)、(2)運転者の指導監督義務 違反(安全規則第10条第1項)、(3)初任運転者に 対する運転適性診断受診義務違反(安全規則第 10条第2項)	8	8
20251111	合同会社スマイルエクスプレ ス (法人番号 9410003002844) 代表者佐藤智弥	秋田県能代市河戸 川字大須賀14番地	本社営業所	秋田県能代市河戸川字 大須賀14番地	文書警告	法第15条第4項	令和7年7月8日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、1件の違反が認められた。(1)運行記 録計による記録義務違反(安全規則第9条)	0	0
20251113	有限会社平安輸送 (法人番号 1400002007415) 代表者岩渕常男	岩手県西磐井郡平 泉町平泉字宿41番 地16	本社営業所	岩手県西磐井郡平泉町 平泉字宿41番地16	輸送施設の使用停 止(184日車)	法第15条第1項第1 号、法第15条第4項	令和7年8月28日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、3件の違反が認められた。(1)乗務時 間等基準告示の遵守違反(安全規則第3条第4 項)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第 10条第1項)、(3)運行管理者の特別講習受講義務 違反(安全規則第23条第1項)	25	19
20251127	有限会社三浦産業 (法人番号 3400502001320) 代表者三浦聖貴	岩手県一関市千厩 町千厩字東小田284 番地1	石鳥谷営業 所	岩手県花巻市石鳥谷町 中寺林第7地割35-1	輸送施設の使用停 止(20日車)及び文 書警告	法第15条第1項第2 号、法第15条第4項	令和7年8月22日、監査方針を端緒として監査を実 施した結果、2件の違反が認められた。(1)整備不 良車両等(安全規則第3条の3及び車両法第47 条)、(2)運転者の指導監督義務違反(安全規則第 10条第1項)	2	2

※事業者点数は、行政処分等の年月日時点で事業者(東北運輸局管内のすべての営業所)に付されている点数の総和を表す。